

優良宅地認定申請書

※手数料欄

年 月 日

北見市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑨

北見市租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則第2条第1項の規定によ

り、次の宅地の造成について租税特別措置法

{	第28条の4第3項第5号イ	}	に規定
	第31条の2第2項第14号ハ		
	第62条の3第4項第14号ハ		
	第63条第3項第5号イ		
	第68条の69第3項第5号イ		

する優良な宅地（同法第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成にあつては住宅建設の用に供される優良な宅地）の供給に寄与するものであることの認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 宅地造成区域に含まれる地域の名称
- 2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称
- 3 宅地造成区域の面積
- 4 宅地の用途
- 5 工事着手の予定年月日
- 6 工事完了の予定年月日
- 7 その他必要な事項

備考1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。

なお、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハに基づくものでない場合には、記の「2」については記載することを要しない。